

箕面市防災会議資料

令和元年度(2019年度) 箕面市地域防災計画の改定について

令和元年(2019年) 8月

箕面市総務部市民安全政策室

1. 「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)の改定に伴う計画修正 p.1

- (1) 市地域防災計画及び市民向け啓発における避難行動の呼称の変更
- (2) 警戒レベルの導入
- (3) 避難勧告等の発令基準の変更
- (4) 「市民がとるべき避難行動」の変更

2. 平成30年度災害対応の反省に基づく計画修正と時点修正 p.4

- (1) H30災害対応の反省に基づく災害時受援計画の別建て化
- (2) その他のH30災害対応の反省点と計画類への反映
- (3) 時点修正

国ガイドラインにおける避難行動の呼称の変更

これまで	改定ガイドライン
水平避難	立退き避難
待避 または 垂直避難	屋内安全確保

※既に各地域で「水平避難」「垂直避難」等の表現や運用が定着しているのであれば、それらの表現を各地域で継続して用いることを妨げるものではない。

国ガイドライン改定の概要 (以下の内容の追加・充実)

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進
- 地域における防災力の強化
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性の確保
- 防災気象情報等と地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報の連携

- ポイント① 防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することなどを通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な行動を支援
- ポイント② 警戒レベル4に避難勧告、避難指示(緊急)、警戒レベル5に災害の発生を位置づけ、避難のタイミングを明確化
- ポイント③ 避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が市町村に提供し、市町村の発令判断を支援

警戒レベル NEW	住民がとるべき行動	避難情報等 (市町村)	防災気象情報等
(洪水・土砂災害) 警戒レベル1	災害への心構えを高める	-	警報級の可能性
(洪水・土砂災害) 警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する	-	注意報
(洪水・土砂災害) 警戒レベル3	高齢者等は立退き避難	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が市町村に提供
(洪水・土砂災害) 警戒レベル4	速やかに立退き避難等 直ちに命を守る行動(事態が切迫している場合等)	避難勧告 避難指示(緊急)	
(洪水・土砂災害) 警戒レベル5	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動	災害発生情報 NEW	

避難情報等	国ガイドラインの説明
避難準備・高齢者等避難開始	(特になし)
避難勧告	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を勧告する。
避難指示(緊急)	必ず発令するものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合などに発令し、災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所等への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での待避等の安全確保も含めた緊急の避難を指示することが考えられる。
災害発生情報 NEW	実際に災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で、命を守るための最善の行動を指示する。

(1) 市地域防災計画 及び 市民向け啓発における避難行動の呼称の変更

■ 現行の記載

計画	市民向け啓発媒体※
水平避難	避難所に避難
垂直避難	屋内で安全確保

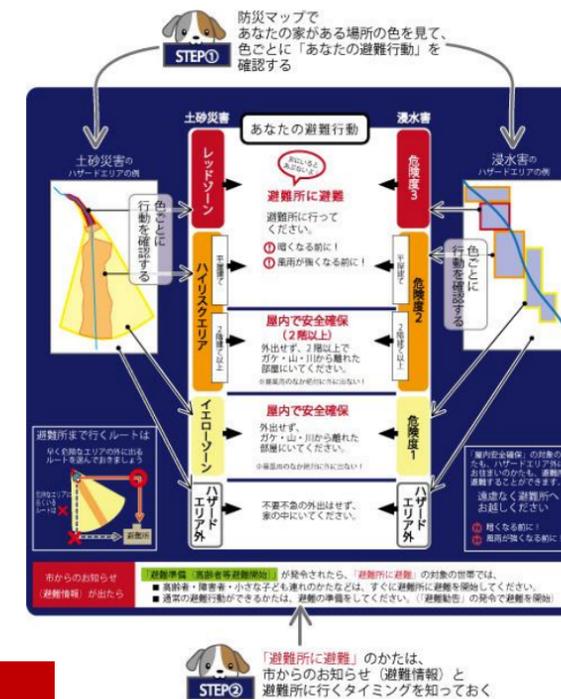
※もみじだより、防災マップ、ホームページ、チラシ等 (右図はホームページ掲載画像)

■ 「水平避難」「垂直避難」の定着度

- 職員間で使用する場合があり、ある程度定着している
- 市民向けには使用していないため、市民生活上は定着していない

■ 市民向け記載の課題

- 「屋内で安全確保」が「避難の一種」であることが直感的にわからず、「避難勧告で2階に上がる」等の避難行動に結びつきにくい



■ 修正案

(案) 計画、市民向け啓発ともに、垂直避難を「2階に避難」と表記

国ガイドライン	市計画	市民向け啓発
立退き避難	避難所に避難	
屋内安全確保	2階に避難	

- (考え方)
- ・職員の誤用を避け、市での用語を統一するため、計画と市民向け啓発の用語を統一する
 - ・「屋内安全確保」を「2階に避難」と表記することで、「避難感」を出すとともに、具体的な行動を表現する

- * 計画において、国ガイドラインの用語と市の表記を紐づける
- * 箕面市においては土石流の高さが2.5mを超えないため、「2階以上」ではなく「2階」と表記する
- * 必ずしも2階に避難する必要がないイエローゾーンについても「2階に避難」を基本とし、平屋建て家屋については注釈で対応する (p.3「市民向け記載の新旧対照表(参考)」を参照)

地域防災計画の主な修正箇所

2-1-9-4-2-1 風水害時の避難の類型 (予防22)

(2) 警戒レベルの導入

市民への広報及び市の警戒体制に警戒レベルの考え方を導入

警戒レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報
1	最新情報に注意	-	早期注意情報	
2	避難方法を確認	-	大雨・洪水注意報	氾濫注意
3	高齢者など避難	避難準備・高齢者等避難開始	大雨・洪水警報	氾濫警戒
4	全員避難	避難勧告/避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報	氾濫危険
5	命を守って!	災害発生情報	大雨特別警報	氾濫発生

地域防災計画の修正箇所

- 2-1-5-3-1-4 警戒レベルの広報 (予防11)
- 3-2-2 警戒活動 (応急15)
- 3-2-4-1-2 警戒レベルの広報 (応急19)

(3) 避難勧告等の発令基準の変更

■ 現行の記載

3-4-2-1-1 避難勧告等の発令基準【土砂災害】(災害応急対策-26)

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線(C L)を超過し、さらに降雨が継続する場合	「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
避難勧告	次の①または②または③または④の場合	
	①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線(C L)を超過し、さらに降雨が継続する場合	「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線(C L)を超過したとき	「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した(=判定メッシュが濃い紫色になった)とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目
④大雨警報(土砂災害)が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	ハザードエリアを含む全町丁目	
避難指示(緊急)	次の①または②または③の場合	
	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線(C L)を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した(=判定メッシュが濃い紫色になった)とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋
	②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋
③新たに土砂災害が発生したとき(被害拡大のおそれなくなるまでの間)	新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋	

■ 修正案

(案) 警戒レベルの追加、避難指示の基準から「災害発生情報」該当事象を分割

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル3	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「2時間後予想」で土砂災害発生危険基準線(C L)を超過し、さらに降雨が継続する場合	「2時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
避難勧告 警戒レベル4	次の①または②または③または④の場合	
	①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「1時間後予想」で土砂災害発生危険基準線(C L)を超過し、さらに降雨が継続する場合	「1時間後予想」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線(C L)を超過したとき	「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した(=判定メッシュが濃い紫色になった)とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目
④大雨警報(土砂災害)が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	ハザードエリアを含む全町丁目	
避難指示(緊急) 警戒レベル4	次の①または②の場合	
	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線(C L)を越え、かつ、土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した(=判定メッシュが濃い紫色になった)とき	濃い紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でC Lを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋
②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき	「2時間後予想」「1時間後予想」「実況」のいずれかでC Lを超過している雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋	
災害発生情報 警戒レベル5	新たに土砂災害が発生したとき(被害拡大のおそれなくなるまでの間)	新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋

3-4-2-1-1 避難勧告等の発令基準【水害】(災害応急対策-27)

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
避難準備・高齢者等避難開始	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2(1/200年)以上の箇所を含む町丁目
避難勧告	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2(1/200年)以上のメッシュ内の家屋
避難指示(緊急)	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	当該河川の危険度2(1/200年)以上のメッシュ内の家屋

(案) 警戒レベルの追加、避難指示の基準を「災害発生情報」該当事象に移行し、避難指示の基準を追加

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル3	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2(1/200年)以上の箇所を含む町丁目
避難勧告 警戒レベル4	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2(1/200年)以上のメッシュ内の家屋
避難指示(緊急) 警戒レベル4	「避難所に避難」の対象世帯に対し、避難勧告に重ねて強く避難所への避難を促す必要がある場合	当該河川の危険度2(1/200年)以上のメッシュ内の家屋
災害発生情報 警戒レベル5	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	当該河川の危険度2(1/200年)以上のメッシュ内の家屋

（４）「市民がとるべき避難行動」の変更

■ 現行の記載

3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動 （災害応急対策-27）

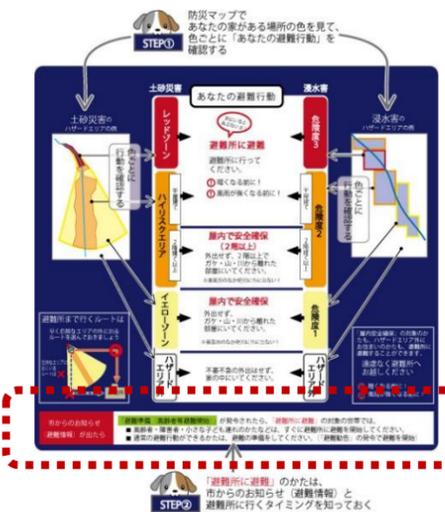
発令の種類	市民がとるべき避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他水平避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・水平避難を要する世帯の者は、避難所へ避難 ・垂直避難する世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ移動中の者は、避難を速やかに完了 ・垂直避難中の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難を継続 ・水平避難を要する世帯の者で、この時点で避難していない場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を開始

■ 修正案

（案）避難指示が出ない場合を想定し、避難勧告と避難指示を合体

発令の種類	市民がとるべき避難行動
避難準備・高齢者等避難開始 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始 ・その他「避難所に避難」を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始 ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始
避難勧告・避難指示（緊急） 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難 ・「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難 ・「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合は、近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行
災害発生情報 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の安全な場所に移動するなど生命を守るための最低限の行動を実行

■ 市民向け啓発媒体における記載



市からのお知らせ（避難情報）が出たら

「避難準備（高齢者等避難開始）」が発令されたら、「避難所に避難」の対象の世帯では、
 ■ 高齢者・障害者・小さな子ども連れのかたなどは、すぐに避難所に避難を開始してください。
 ■ 通常の避難行動ができるかたは、避難の準備をしてください。（「避難勧告」の発令で避難を開始）

現在すでに、避難勧告で避難行動開始（避難指示については言及していない）を啓発している

市民向け啓発媒体における記載は変更不要

参考

■ 市民向け記載の新旧対照表

ハザード種別		建物構造	市民向け記載	
土砂災害	浸水害		これまで	これから
ハザードエリア外		（構造問わず）	不要不急の外出はせず、家の中にいてください。	不要不急の外出はせず、家の中にいてください。
イエローゾーン	危険度 1	（構造問わず）	屋内で安全確保 外出せず、ガク、山・川から離れた部屋にいてください。	2階に避難 外出せず、2階以上においてください。 平屋建ての場合は、1階のガク、山・川から離れた部屋においてください。
ハイリスクエリア	危険度 2	2階建て以上	屋内で安全確保（2階以上） 外出せず、2階以上でガク、山・川から離れた部屋にいてください。	2階に避難 外出せず、2階以上でガク、山・川から離れた部屋にいてください。
		平屋建て	避難所に避難 避難所に行ってください。	避難所に避難 避難所に行ってください。
レッドゾーン	危険度 3	（構造問わず）	避難所に行ってください。 暗くなる前に！ 風雨が強くなる前に！	暗くなる前に！ 風雨が強くなる前に！

2. 平成30年度災害対応の反省に基づく計画修正と時点修正

(1) H30災害対応の反省に基づく災害時受援計画の別建て化

■これまで

計画類が分散し、防災担当職員以外の者の参照が困難になることを避けるため、受援計画は地域防災計画（本編及び資料編）に織り込み、別建てしていなかった。

■課題

平成30年度(2018年度)の一連の災害時に、各地の自治体、企業等から支援の申出があったが、「支援をしたいがどうしたらいいかわからない」状態での問い合わせが災害対策本部に入るケースが多かった。外部のかたが本市地域防災計画を読んでから支援を申し出ることにはまずなく、スムーズな受援につなげるには、支援者に見ていただくことを想定した、主に「支援の入り口部分」をまとめた公開ドキュメントが必要である。

■災害時受援計画の別建て化

地域防災計画本編・資料編から支援者にとって必要な情報を抜粋し、支援者に向けたドキュメントを作成する。名称は、WEB検索でヒットしやすいよう、一般的に広く使用されている「災害時受援計画」とする。

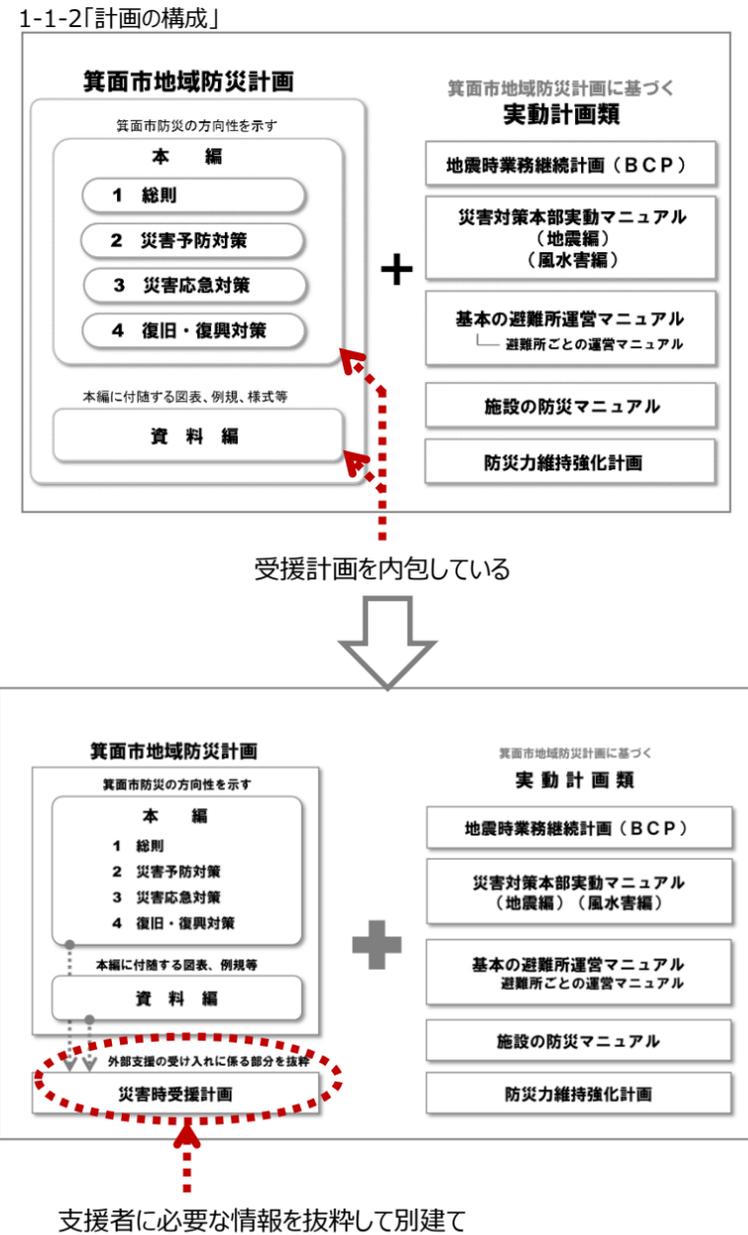
地域防災計画の修正箇所と修正概要

1-1-2 計画の構成 (総則1)

- ・文章に受援計画の位置づけを追記
- ・計画構成図を修正

※地域防災計画本編・資料編がもともと含んでいる受援計画の内容は削除せず、地域防災計画と受援計画のダブル記載とする。

※受援計画には、地域防災計画の記載項番を示す。



(2) その他のH30災害対応の反省点と計画類への反映

反省点	修正概要	修正箇所 ()内はページ数
災害対応の長期化により3交替体制の人員確保に苦慮した	・子育て中の職員の確保のため、臨時託児体制の確保について追記 ・通常業務の縮小の可能性について追記	2-1-1-2-5 配備職員の確保のための措置(予防4) 3-1-2-8 交替要員の確保(応急10) ※地震時BCP(p.11・p.25)
市内3か所の踏切が常時閉鎖となり、緊急交通路が確保できなかった	・緊急交通路及び主要道路における電車運休中の踏切について追記 ・緊急交通路位置図に踏切をプロット(※)	2-1-8-1 地域緊急交通路の選定(予防17) 2-1-12 交通確保体制の整備(予防27) 3-5-1-1 交通規制(応急33) ※資料編3-12 緊急交通路位置図(巻末地図②)
MCA無線、自動参集システムが活用されなかった	・防災訓練における習熟度の向上について追記	2-1-5-2 情報収集伝達体制の強化(予防10) ※防災力維持強化計画(p.20)
市民のための充電スポットの開設について初動が混乱した	・在宅被災者の通信手段の確保について追記	2-1-15-3 電源の供給(予防34) 3-7-2-3 電源の供給(応急38)
避難所において備蓄食糧のアレルギー情報が避難者に提供されなかった	・備蓄食糧にアレルギー対応品を入れることについて追記 ・避難所において配布食糧のアレルギー配慮について追記	2-1-9-1-2 避難所の機能整備(予防21) 2-1-10-2-1 食糧・生活用品の備蓄(予防25)
避難所における在宅被災者への応急給水体制が整備されていなかった	・応急給水の類型に避難所での給水を追記	2-1-10-1 給水体制の整備(予防24) 3-7-2-1 給水(応急37)

※資料編及び実動計画類の修正は防災会議の審議事項外のため参考記載

(3) 時点修正

修正概要	修正箇所
情報発信ツールにTwitterとLINEを追加	2-1-5-1-1 防災情報システムの充実(予防9)ほか
北大阪急行線延伸線の開業時期の見直し	2-1-14-1 帰宅困難者(来街者等)の発生の見込み(予防32)
防災マップ(令和元年5月版)から山地災害ハザードエリアの掲載を取りやめたことに伴う記載修正 (旧)ハザードマップで周知→(新)ハザードエリア内の施設等に個別に周知	2-3-4-4 山地災害対策(予防49)

※資料編の時点修正(資料編の修正は防災会議の審議事項外のため参考記載)

ページ	項目	修正内容等
資料編1~4	1 関係機関連絡先	一部修正
資料編5	2 [図表]組織・体制	一部修正
資料編21.5	3-1-1 総合保健福祉センターへのアクセスルート	新規掲載
資料編12~13	2-11 MCA無線屋外子局一覧	一部修正
資料編16~17	2-14 災害時応援協定一覧	追加・一部修正
資料編29~38	4-3 土砂災害ハザードエリア一覧	ハザードエリアの追加修正
資料編39	4-4 土砂災害ハザードエリア内の福祉的施設一覧	施設の追加(法泉寺学園栗生幼稚園ほか)
資料編40	4-6 ハザードマップ(平成28年5月版)	令和元年5月版に変更
資料編40	4-7 水防整備指針 対策概要一覧表	一部修正
資料編58	5-10 箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例	一部改正(平成31年4月1日施行)
資料編61	5-11 箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	一部改正(平成31年4月1日施行)